

令和3年度事業計画書

社会福祉法人 潤 沢 会

目 次

潤沢会基本理念・運営方針・職員の心得	2
1. 潤沢会組織図	3
2. 評議員会・理事会等	4
3. 令和3年度基本方針	5
4. 令和3年度重点項目	5
5. 運営体制	6
(1) 営業日	6
(2) 夏時間・冬時間	
(3) 活動スケジュール	
①ワークステーション湯田・沢内（通所事業所）	
②グループホーム	
6. 各事業所の事業内容	8
(1) 自立訓練（生活訓練）	8
(2) 就労継続支援（B型）	9
(3) 生活介護	11
(4) 共同生活援助（グループホーム）	13
(5) 短期入所事業所	14
(6) 特定・障害児相談支援	14
(7) 地域活動支援センター	15
(8) 元気一番館（公益事業）	16
7. 利用者支援	16
(1) 基本方針	
(2) 年間行事予定	
(3) 給食	
(4) 保健衛生	
(5) 環境整備	
8. 役職員研修	18
9. 職員の福利厚生	19
10. 20周年記念事業	19
11. 保護者会・育成会等	19
12. 地域や支援者との連携	19
13. 学生・実習生等の受け入れ等	20
14. 緊急時対応、災害・事故防止対策	20
15. 人権擁護・虐待防止	21
16. 苦情解決	21

豊かな自然と“結い”の心の伝統を残すこの地西和賀。ここに住みここに暮らす全ての人が、人としての誇りと尊厳を持って生きられる自然と共存した地域づくりを目指します。

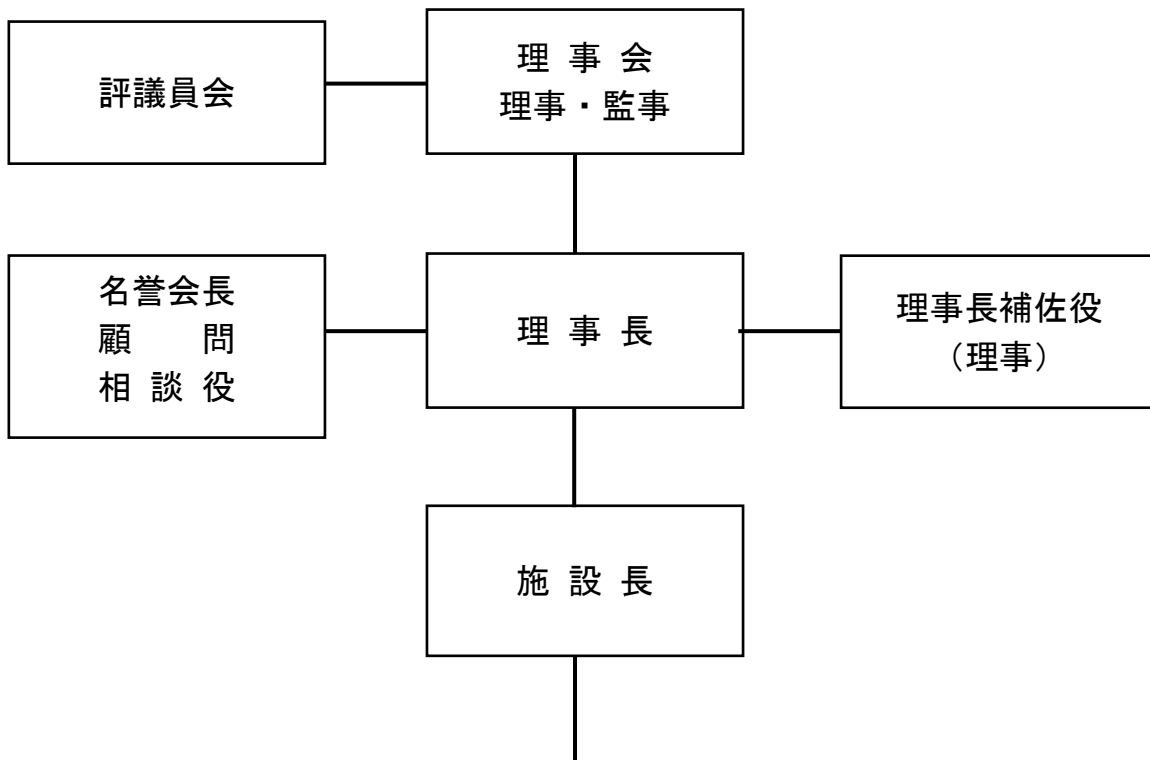
【 社会福祉法人潤沢会 運営指針 】

1. 地域に開かれ、愛され、役に立つ施設を目指します。
2. 個人のプライバシーを守り、法令を遵守します。
3. 利用者がその人なりに地域で生活できるように支援します。
4. 事業経営の透明化を図り、質の高いサービス提供を目指します。

【 社会福祉法人潤沢会 職員の心得 】

1. 就業規則を守り、利用者の人権を尊重し、家族との連携を密にし、地域ぐるみの福祉の風土づくりを目指します。
2. 福祉に従事する職員としての自覚を持ち、学習を深め、処遇技術の向上に努めます。
3. 常に自分の仕事を見直し、マンネリ化に陥ることなく、新しいものにチャレンジする心を持ちます。

1. 【 潤沢会組織図 】



- 1) 多機能型事業所 ワークステーション湯田・沢内 【自立訓練（生活訓練）】
- 2) 多機能型事業所 ワークステーション湯田・沢内 【就労継続支援（B型）】
- 3) 多機能型事業所 ワークステーション湯田・沢内 【生活介護】
- 4) 共同生活援助事業所 湯川ハウス・笑く和くハウス
- 5) 短期入所事業所 笑く和くハウス・微助人の家
- 6) 特定・障害児相談支援事業所 ワークステーション湯田・沢内
- 7) 地域活動支援センター とんがりぼうし
- 8) 元気一番館 （多機能型事業所ワークステーション湯田・沢内 出張所）
（公益事業所）

2. 【評議員会・理事会等】

評 議 員 会

(H29年4月1日～R3年6月)

評議員

川 田 秀 子 (所沢市)
 新 井 千 賀 子 (守谷市)
 川 田 亨 (西和賀町)

理 事 会

(R1年6月22日～R3年6月)

理事長

高 橋 典 成 (西和賀町)

理 事

坂 巻 潤 子 (所沢市)

名誉会長・顧問

(H29年4月1日～R3年6月)

名誉会長 坂 卷 熙 (所沢市)

顧 問 剛 嘉 宏 (東京都)

【理事の業務分担】 (理事会承認による配置)

担当区分	主な担当業務	担当理事	
		令和3年度	令和2年度
理事長 補佐役	①理事長の指示事項や理事会での特命事項等、理事長の補佐的な業務全般に関する事項		坂巻潤子理事
総務担当	①理事長の補佐、事業運営の総括に関する事項 ②法人（本部）業務の運営や改善に関する事項 ③会計年度の事業計画及び収支予算に関する事項 ④各担当業務の総括に関する事項 ⑤その他必要な事項		坂巻潤子理事 畠山幸雄理事
財務担当	①財務、会計処理の全般及び改善に関する事項 ②財産の維持管理に関する事項 ③その他必要な事項		笠井昭彦理事 東 英夫理事
事業担当	①中長期事業計画に関する事項 ②新規、既存事業の推進及び改善に関する事項 ③その他必要な事項		石川紀文理事 湯沢 正理事 高橋瑛至理事 木村隆光理事

3. 【令和3年度基本方針】

2012年4月に開所したワークステーション湯田・沢内は、来年で満20周年を迎えます。この20年間の歴史の中で、施設や利用者を取り巻く環境もいろいろと変化をしてきました。令和3年度は、節目の20周年に向けて既存の取り組みについての点検・評価を行い、必要に応じて見直しや各種体制整備を図りながら、さらに安定した運営体制を構築する年にしていきます。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に明け暮れましたが、令和3年度においてもその影響は避けられようもありません。そのため、3密回避や手洗い、マスク着用などの新生活様式を「新しい日常」として実践し、利用者と職員の感染予防に努めます。

そのうえで、障がいを持っていても地域で安心して生活できる条件づくりのため、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行い、経営基盤の強化を図るとともに、提供するサービスの向上と事業経営の透明性の確保に努めます。また、多様化した地域の福祉ニーズに貢献できるよう、公益的な事業にも取り組んでいきます。

また、施設運営を安定的に推進するためには、それを支える職員一人ひとりの役割が重要になります。そのため、各種研修や学習の機会を設け、意識改革を進めるとともに、職員がやりがいを持って働ける職場づくりに努めていきます。

4. 【令和3年度重点項目】

令和3年度計画を策定するにあたり、潤沢会全体としての事業の方向性を確認し共有するため、重点的に取り組む方向性について以下のとおり整理します。

(1) 利用者支援

- ① 利用者の高齢化や障がいの重度化に対応し、利用者個々のきめ細かな観察により変化に対応した支援を行うと共に、行政や福祉協議会、医療機関などとの連携による適正な支援体制を図る。
- ② 高齢化に伴い運動不足や生活習慣病のリスクが懸念される利用者が増えており、状況に応じた体力づくりや軽運動などによる身体能力の向上のための取り組みを強化する。
- ③ 利用者が健康で元気な生活を送ることができるよう、手洗い、歯磨きなどの習慣を身に着けるとともに、服装や身だしなみにも目配りをし、必要に応じて指導等を行う。
- ④ 一人暮らしや障がい者のみの世帯などでは買い物や入浴などに不安が生じていることから、生活支援が必要な利用者へのきめ細かな支援のあり方を検討する。

(2) 作業内容

- ① 高齢化や障がいの重度化などにより身体機能が低下している利用者にあっても、作業内容や作業方法の工夫などにより、それぞれの状態に応じた作業の機会が提供できるように努める。
- ② 工賃向上計画作成年となっていることから、必要な見直しを行いながら今後の工賃向上のための事業内容等の取り組みを定め、実践する。
- ③ 農業生産が増加していることから、多機能事業所としての特性を活かしながら、多面的な視点から農産物の生産から加工、販売までの仕組みづくりを行う。

- ④ 新たな商品開発やきめ細かな情報発信などにより「ふるさと宅急便」「ふるさと納税」などの魅力を高め、ワークステーション湯田・沢内を応援してくれる支援者との結びつきを強めるとともに、新たな支援者の獲得に取り組む。
- ⑤ 受託作業について、安定的な作業量の確保に努めるとともに、町内事業所や地域などと連携した派遣型の就労機会の拡充に取り組む。

(3) 地域連携

- ① 元気一番館を活用した公益事業等の展開を図るとともに、施設全体として障がい者施設と地域が連携したさまざまな取り組みを行う。
- ② ワークステーション湯田・沢内の取り組みをもっと地域に理解してもらうため、各種広報活動や地域行事等への参加などに取り組む。
- ③ 地域で暮らす障がい者等の相談窓口としての機能を強化し、関係機関と連携した支援体制をつくる。

(4) 職員体制強化

- ① 各事業所における業務内容を明確にしながら、人員体制や業務量に対応し、臨機応変に事業所の枠を超えた支援体制が組めるように努める。
- ② 利用者支援の知識や考え方、介護技術の習得など、サービスの質の向上に向け各種研修を計画的に行う。
- ③ 多様な働き方の実現に向けた働き方改革の体制整備のため、法人の就業規則や給与規程等各種規程の点検と必要に応じた見直しを行う。

(5) 20周年に向けた取り組み

- ① 20周年記念事業実行委員会（仮称）を立ち上げ、記念事業や関連する取り組みの企画・立案を行う。
- ② ワークステーション湯田・沢内を支援してくれる法人や個人が会員となる後援会の組織化を図る。

5. 【運営体制】

(1) 営業日

- ① 営業日を原則月曜日から金曜日と、毎月第1・第3土曜日とする。
- ② 休業日は原則毎月第1・第3以外の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、お盆期間中（8月14日～16日）とする。

(2) 夏時間・冬時間

- ① 冬時間 4月1日（木）～ 5月7日（金）
- ② 夏時間 5月10日（月）～ 10月29日（金）
- ③ 冬時間 11月1日（月）～ 3月31日（木）

(3) 利用者活動スケジュール

- ① ワークステーション湯田・沢内（通所事業所）

内 容	夏時間	冬時間
朝 礼	9 : 30	9 : 45
午前作業	9 : 45～	10 : 00～
休憩 (水分補給・手洗い・うがい等)	11 : 00 ～ 11 : 10	11 : 00 ～ 11 : 10
午前作業	11 : 10～	11 : 10～
お昼休み	12 : 00 ～ 13 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00
午後作業	13 : 00 ～	13 : 00 ～
休憩	14 : 00 ～ 14 : 10	14 : 00 ～ 14 : 10
午後作業	14 : 10 ～	14 : 10 ～
作業終了	15 : 40	15 : 40
施設掃除	15 : 45 ～ 16 : 00	15 : 45 ～ 16 : 00
送迎車出発	16 : 00	16 : 00

② 湯川ハウス・笑く和くハウス（グループホーム）

平日		休日	
開錠	5:30	開錠	5:30
起床	6:00	起床	6:00
洗顔・掃除・洗濯	～	洗顔・掃除・洗濯	～
検温		検温	
朝食	7:00	朝食	7:00
身支度 ・ゴミ出し	7:30	整容	7:30
ワーク通所	9:00	自由時間	
		おやつ	10:00
		昼食	12:00
帰所	16:30	自由時間	13:00
手洗いうがい	～		
休養			
入浴・洗濯		入浴・洗濯	16:00
検温		検温	
夕食・服薬	18:00 または 18:30	夕食・服薬	18:00 または 18:30
入浴・洗濯・歯磨き		入浴・洗濯・歯磨き	19:00
就寝前服薬・消灯	21:00	就寝前服薬・消灯	21:00
施錠	21:30	施錠	21:30

6. 【各事業所の事業内容】

(1) 自立訓練（生活訓練）事業所

①事業の目的

障がいのある人が、生活の場としての地域社会の中で自立した生活を営むことができるように、日常生活の援助や自立のための支援を行う。また、利用者の能力や身体機能の維持向上のための作業訓練を行う。

②利用定員と過去3年間の利用者数

ア. 利用定員 13名

イ. 過去3年間の利用者数（令和2年度は2月末数値）

年 度	令和2年度	令和元年度	平成29年度
利用者数	3,633人（15.1人/日）	3,869人（14.8人/日）	4,024人（15.4人/日）

③サービス内容

ア. 生活の場として、地域社会の中で自立した生活を営むことができるように、日常生活（食事・衛生・家事等）の相談・援助等自立のための支援を行う。

イ. 日常の健康状態を把握し、利用者自ら健康管理ができるようにしていく。また、医療機関や家庭、グループホームと連携し、病気の予防や回復に努める。（健康相談、軽運動、マシンの利用、服薬管理）

ウ. 受託作業や軽運動を通して、利用者の能力及び身体機能の維持向上を図る。（受託作業、喫茶作業、服薬管理）

④重点目標

ア. 利用者の健康等の状態を把握し、元気に楽しく一日が過ごせるよう、必要な支援を行う。

イ. 受託作業に継続して取り組むとともに、軍手及びマスコットの製造販売、ワラビなどの販売拡大により工賃のアップを図る。

⑤具体的な活動

ア. 健康・衛生

- ・マシン活用などの軽運動の実施
- ・定期的な運動時間の設定
- ・西和賀町ご当地体操の継続した取り組み
- ・身だしなみを整えるためのチェックシートの活用

イ. 主な作業

○受託作業

- ・ウレタン除去作業～とばせ園
- ・印刷物等の封入・発送作業～（公財）勇美記念財団ほか
- ・パネへのキャップ取り付け作業～（株）東北日発
- ・ガラスの選別作業～北上アビリティセンター
- ・弁当容器組立作業～ヤマニ

○施設外作業

- ・段ボール組み立て作業～（株）湯田牛乳公社
- 自営作業
 - ・軍手及びマスコット製造・販売
 - ・ワラビ等農産物の出荷・販売

（２）就労継続支援（Ｂ型）事業所

①事業の目的

通常の事業所に雇用されることが困難な者について、生産活動を中心としたさまざまな活動の機会の提供をするとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、その他の必要な支援を行う。

②利用定員と過去３年間の利用者数

ア．利用定員 14名

イ．過去３年間の利用者数（令和２年度は２月末数値）

年 度	令和２年度	令和元年度	平成 30 年度
利用者数	4,108 人（17.1 人/日）	4,498 人（17.2 人/日）	4,434 人（16.9 人/日）

③サービス内容

ア．障がい者が自分の住み慣れた地域で働き、暮らしていくための必要な知識及び能力向上のための訓練の提供、相談支援

イ．就労機会の拡充及び町内事業所等との連携

ウ．健康で自立した生活を営むための日常生活支援と健康状態の把握と医療機関、家庭、グループホームとの連携

④重点目標

ア．利用者一人ひとりの特性や能力に合わせ、それを生かした就労支援、技術の向上に努める。

イ．家庭やグループホームとの連携を密にしながら、健康管理に留意し、自立した生活を過ごすための支援を行う。

⑤具体的な取り組み

ア．農業部門

地域特性である農業生産を生かし、利用者の就労意欲と技術の向上や地域で自立した生活を送るための大事な機会とする。また、収穫物を加工した製品づくりをし、病院売店等地域での販売、給食、配食弁当、パン工房での利用、ふるさと宅急便での発送品など、各部門と連携した事業展開を図る。

【令和３年度作付予定】

・水稲（40a）…あきたこまち、もち米の作付け

（目的）給食、配食弁当、ふるさと宅急便の発送品 等

・畑（60a）…アスパラ、ピーマン、じゃがいも、大豆、大根、その他野菜の生産

（目的）給食、配食弁当、ふるさと宅急便、病院売店等地域販売 J A出荷等

・ブルーベリー（10a）

（目的）病院売店等地域での販売、ジャムの製造・販売、ふるさと宅急便等の発送品、パン製造での活用 等

イ. 加工部門

施設や地域で収穫された農作物を使って、地域特性を生かした製品づくりを行い、地域のみならず都市部への販売にも力を入れ、利用者の就労意欲と技術の向上に努める。また、加工担当者の人材育成についても取り組む。

【令和3年度 製造予定】

- ・ジャムの製造（いちご、ブルーベリー）
- ・切り干し大根
- ・凍み大根
- ・ふるさと宅急便の発送品目
- ・米の製粉・精米 等

ウ. ふるさと宅急便

西和賀町の味と情報を首都圏中心に全国へ発送。（会員約180名）西和賀の季節を感じられるメニューを届けられるようにする。新規会員の開拓についても積極的に取り組む。

- （6月便）主な送付品 わらびなど西和賀で旬の山菜等
- （9月便） // 施設で収穫した野菜等
- （12月便） // お餅他年末年始の品等
- （2月便） // 発酵食品等

エ. 花宅急便

西和賀の冷涼な気候を生かした花（リンドウ・ゆり等）をお中元、お歳暮、プレゼント、冠婚葬祭等に活用する宅急便事業として花き農家と連携して取り組む。

オ. 受託作業

地域の事業所や地域と連携した受託作業により、利用者の就労機会の拡充と技術向上を図る。

- ・「わらびゆうパック梱包・発送」作業
- ・オートバックス共済会様からの結婚祝いの特産品発送作業
- ・サンシャインジュース様からのカシューナッツ製造作業
- ・ふるさと納税返礼品発送作業

カ. パン製造

美味しく、安心・安全のパンを製造する。施設で収穫物等を活用したオリジナル商品の開発に努める。

- ・町内小中学校の給食用パン製造
- ・病院売店や地域等での販売

キ. 給食・弁当事業

美味しく、安心、安全な食事の提供を行い、施設で収穫された野菜や加工品を使っていることによる施設のPRにも努める。

- ・利用者・職員に昼食提供
- ・「キッチン風」の営業（ランチ、コーヒー等）
- ・宅配弁当の実施（365日・1日2食）
- ・弁当の受注製造（サロンなど）
- ・西和賀高校レストランテ（副食提供）

ク. 病院売店の営業

西和賀さわうち病院で運営する売店について、日用品や食品、ワーク産物等の販売を行い、過疎・高齢化により増加している買い物困難者の支援を行う。昨年度スタートした病院と連携しての入院セット提供も継続して実施する。

- ・日用品、食品、医療等の販売
- ・農産物、加工品、弁当、パンなどワークステーション製造品の販売
- ・入院セットレンタル業務

（3）生活介護事業所

①事業の目的

常時、介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介助、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

②利用定員と過去3年間の利用者数

ア. 利用定員 13名

イ. 過去3年間の利用者数（令和2年度は2月末数値）

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用者数	3,360人（14.0人/日）	4,090人（15.6人/日）	3,868人（14.8人/日）

③サービス内容

- ア. 受託作業や軽運動等による身体機能および日常生活能力の維持・向上のための支援、相談援助
- イ. 健康状態の把握と個人個人の状況に合わせたきめ細やかな支援の実施。医療機関や家庭、グループホームとの連携
- ウ. 足浴、入浴、排泄、食事等の介助、及び服薬管理
- エ. 本人の希望に沿った趣味活動の提供
- オ. 仲間を思いやり、みんなで楽しく過ごすためのレクリエーションの提供

④重点目標

ア. 病気やけがをすることなく、元気に通所する。

高齢化、障害の重度化が進み、疾病や障がいも多種であることから、利用者一人ひとりの疾病や障がいの特性を把握し、利用者の状態について情報交換と共有に努める。また、家庭やグループホームとの連携も強化する。

イ. 作業、創作活動、レクリエーション、軽運動等に一人ひとりが楽しみながら取り組めるよう支援する。

年間の行事や毎月の活動内容など1年間の計画をしっかりと立て、目標を明確にする。また、利用者とケース担当の話し合いを大事にし、利用者の意向や希望をできるだけ生かすように努める。

⑤具体的な取り組み

ア. 健康チェック

血圧測定や傾聴による様子観察等をしながら、健康状態を把握し、不調の早期発見に努める。また、医療機関や家庭、グループホーム、職員間の連携を図る。

イ. 支援

足浴、入浴、排泄の介助を行い、清潔で気持ちよく過ごせるように支援する。また、食事や服薬、移動時の介助や見守りにより、安心、安全に生活できる環境を整える。

ウ. 軽運動

散歩やトレーニングマシン、体操等を通し、楽しく身体を動かす機会を増やす。

エ. 創作活動

貼り絵や刺繍、書道、写真等創作活動を通し、利用者一人ひとりがものづくりの喜びや達成感を得られるように支援する。また、作品出展の機会を持ち、多くの人に見てもらうなど、作品意欲につなげられるように支援する。

オ. レクリエーション

ゲームや調理実習、ドライブ等に利用者の希望を取り入れ、みんなで楽しみながら活動できるように支援する。

カ. 職員研修

介護や食事介助等の支援が必要な利用者が年々増加していることから、定期的な研修や勉強会を行い、職員の技術向上に努める。

(4) 共同生活援助事業所（グループホーム）

①事業の目的

利用者の自立をめざし、地域において共同して、安全で、健康的・衛生的、かつ自分らしい暮らしができるとともに、孤立の防止や生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが図られるように、日常生活の援助や相談を行う。

②利用定員と過去3年間の利用者数

ア. 利用定員

湯川ハウス 16人（高藤館（7人）、湯本ハウス（3人）、微助人の家（6人））
笑く和くハウス 6人

イ. 過去3年間の利用者数（令和2年度は2月末数値）

年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用者数	湯川ハウス	4,484人(13.4人/日)	5,096人(14.0人/日)	5,121人(14.0人/日)
	笑く和くハウス	1,719人(5.1人/日)	2,159人(5.9人/日)	2,167人(5.9人/日)

③サービス内容

ア. 支援計画

適切な支援内容の把握に努め、個々のニーズに合った個別支援計画を作成し、計画に沿った支援を行う。

イ. 健康管理

規則正しい生活を基にし、健康的に生活できるための支援を行う。常時健康状態の把握に努め、適切な処置等を行い、必要に応じて医療機関等との連携を図る。必要に応じて服薬管理も行う。

ウ. 食事提供

栄養士による献立に基づき、健康を考慮した食事提供を行う。

エ. 日常生活支援

洗濯、掃除、入浴、食事摂取、整容など、利用者が自分でできるよう必要な支援を行う。

オ. 金銭管理

個々の状況に応じ、計画的で有効に使えるよう、お金に対する助言や相談、金銭管理を行う。

カ. 買い物支援

買い物介助が必要な、あるいは希望する利用者に同行支援を行う。

キ. 関係機関との連携

日中活動の事業所や地域の保健、医療、福祉のサービス機関との連携を図り、利用者の総合的な支援に努める。

ク. 緊急対応と防災への取り組み

利用者の体調急変等が生じた場合、職員が速やかに適切な対応ができるよう態勢を整える。防災計画に基づいた年2回の避難訓練の実施及び地域の防災訓練への参加など、防災対策に努める。

④重点目標

利用者の高齢化や障がいの重度化に伴う症状や行動様式の特徴を把握し、利用者の変化に気づき、早めの対策を講じる。

ア. 身体機能の低下に対する支援（嚥下力、聴力、視力、筋力、バランス感覚、柔軟性など）

- ・より食べやすい形での食事提供
- ・転倒防止のための介助、手すり・スロープ等の設置
- ・入浴・排泄に関する介助

イ. 障がい以外の疾病、生活習慣病や合併症に対する支援

- ・毎日の細やかな健康観察
- ・肥満を防ぐための支援

- ・喫煙者の禁煙に向けた取り組み
- ウ. 認知能力の低下に対する支援
 - ・行動観察と変化に対応した総合的支援

(5) 短期入所事業所（ショートステイ）

①事業の目的

家族の支援を受けながら自宅で暮らしている障がい者が、家族の病気や休養、冠婚葬祭などの理由により一時的に入所の必要性が生じた場合、または「環境を変えて生活してみたい」「家族と距離を置きたい」「自立した暮らしの練習をしたい」などのニーズに応えられるよう、グループホームで日常生活の支援を行う。

②利用定員と過去3年間の利用者数

ア. 利用定員

微助人の家 2人
 笑く和くハウス 2人

イ. 過去3年間の利用者数（令和2年度は2月末数値）

年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用者数	微助人の家	268人(0.8人/日)	191人(0.5人/日)	430人(1.2人/日)
	笑く和くハウス	131人(0.4人/日)	143人(0.4人/日)	430人(1.2人/日)

③サービス内容

共同生活援助事業所に準じて必要な支援を行う。

(6) 特定・障害児相談支援事業所

①事業の目的

障害福祉に関する様々な情報提供や、基本相談支援、計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）を行う。また、福祉サービス事業所や関係機関と連絡調整等を行い、地域で暮らす障がい児者の自立した生活が営めるよう支援していく。

②重点目標

地域の方々の相談に対応できるよう、顔の見える関係づくりを大切にいく。

③具体的な取り組み

- ア. 高齢の障がい者が増す中、福祉サービスの併用等により安心できる生活が営めるよう広く柔軟なサービス等利用計画の作成を心がける。
- イ. 福祉サービスの利用により、安心した暮らしが営めるようサービス等利用計画の作成に努める。
- ウ. 自立支援協議会や福祉連携会議、関係機関との情報交換をはじめ連携を密にし、対象者への関りをスムーズにしていく。

- エ. 地域で暮らす障がい児者はもちろんの事、保育所訪問等を含め「障がいがあるかどうかわからない」などの不安のある方に対するなんでも相談にも対応する。
- オ. 積極的な相談受け入れのため、必要に応じて出張相談等を行う。

(7) 地域活動支援センター

①事業の目的

地域において自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、創作活動や生産活動の機会の提供および社会との交流促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜を図る。

②利用定員と過去3年間の利用者数

ア. 利用定員 1回 20名

イ. 過去3年間の利用者数（令和2年度は2月末数値）

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用者数	436人(19.8人/回)	472人(19.7人/回)	465人(19.4人/回)

ウ. 利用日 月2回：基本 第2・第4日曜日実施

③重点目標

利用者の意向を反映した安全安心な活動を提供し、充実した余暇を過ごしてもらえるようにする。

④具体的な取り組み

- ア. 運動不足等に対応し、身体を動かすゲーム等も取り入れる。
- イ. 買い物に不自由している方もおり、外出、買い物の機会も持つ。
- ウ. 町内で行われている行事参加や、季節感のある活動を行う。
- エ. 地域で暮らす障がい者に対し事業のPRを行い、参加を促す。

(8) 元気一番館（多機能型事業所ワークステーション湯田・沢内 出張所／公益事業活動拠点）

① 事業の目的

高齢者や児童等も含めた西和賀町民すべての健康や福祉の向上に寄与できるものとするため、住民誰もが気軽に利用できる場として元気一番館を活用した事業を展開し、西和賀町の地域づくりに寄与する。

② 重点目標

実質的な開館の年として計画した事業に着実に取り組むとともに、利用者の拡大に向け、近隣地区との関係作りや関係機関との連携、事業活動のPRなどを積極的に進める。

③ 具体的な取り組み

ア. 多機能型事業所ワークステーション湯田・沢内出張所

自立訓練（生活訓練）事業、就労継続支援（B型）事業、生活介護事業の出張所として、健康器具を活用した機能回復、身体能力の向上など施設の機能を生かした諸活動を展開する。

イ. 公益事業活動拠点

利用者と住民が協働で健康福祉の推進を図る活動を行う事により、利用者と住民の交流や健康増進につなげ、地域活動の拠点としての認知度を高める。

7. 【利用者支援】

(1) 基本方針

利用者一人ひとりの尊厳を守り、個人の自主性とプライバシーを尊重して社会的自立を目指しサービスを提供する。また、利用者が健康で豊かな生活がおくれるように、利用者主体の施設運営に努力する。

一人暮らし、障がい者のみあるいは高齢者との世帯などで買い物や入浴など日常の生活支援が必要な利用者が増えており、きめ細かな生活支援のあり方を検討する。

(2) 年間行事予定（新型コロナウイルスの状況により、時期の変更や中止の場合あり）

- 4月 春の行楽
- 8月 暑気払い
- 10月 利用者一泊旅行
利用者日帰り旅行
収穫祭
- 12月 クリスマス・忘年会
- 1月 新年会・成人を祝う会
- 2月 お出かけ
- 3月 年度末お楽しみ会

(3) 給食

利用者への給食（食事提供）については、利用者の身体状況等に配慮しながら、栄養のバランス、季節感、地域らしさなどを考えた楽しい食事の提供を心がける。

① 献立

- ・利用者の肥満傾向が続いており、食事量や栄養バランスに配慮する。
- ・給食会議の意見などをもとに幅広い年齢層、嗜好に対応したメニューとし、季節や行事等にも配慮する。
- ・行事に合わせ、利用者に喜ばれるメニューの提供に努める。

② 食材の発注等

- ・計画的な発注による食材の有効活用を図り、経費の節減を図る。
- ・施設で生産した食材、地元食材の利用に努める。

③ 厨房内の衛生管理

- ・新鮮で安全な食材を使用するため、食材の日付管理や温度管理を徹底するとともに、保管方法についても細心の注意を払う。
- ・厨房機器・設備等について、調理器具の洗浄・除菌、厨房内と機器の定期的な清掃などの衛生管理を徹底する。
- ・調理等従事者について、清潔な服装、正しい手洗いなどを行うとともに、日々の体調管理と確認を行い、感染症などの発生に留意する。

(4) 保健衛生

難病・精神・知的・身体・その他に加え認知症など障がいや疾病に応じての相談、情報提供体制が求められており、利用者の年代に合わせた生活習慣病等健康管理のあり方に配慮する必要がある。

高齢の利用者については、障がいサービス利用から介護保険サービス利用の移行期の見極めも重要となる。

新型コロナウイルス感染症については、現在の予防対策を継続しながら、感染の拡大状況等により必要な対策を講じていく。

② 重点目標

利用者の高齢化、障がいの重度化に伴い、健康状態を的確に把握し、病気の早期発見及び予防に努める。利用者、保護者の高齢化により、事業所内及び関係機関と情報交換をし、心身の状態の重度化予防に努める。

③ 年間計画

ア. 健康チェック及び健康相談

- ・健康チェック ～ 必要に応じて生活習慣病予防へのアドバイス
- ・健康相談 ～ 月1回

担当：奇数月～西和賀町保健師 偶数月～ワークステーション湯田・沢内

- ・健康診断 ～ 年1回 予防医学協会
- ・歯科検診 ～ 年1回 西和賀さわうち病院

イ. 集団発生の予防 ～ 新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等の予防

- ・手洗い、マスク着用、うがい等の励行、施設の清掃、消毒
- ・インフルエンザ予防接種（料金一部助成有）

月	内 容
4月	健康相談（ワーク）
5月	健康相談（町）
6月	健康相談（ワーク）
7月	健康相談（町）
8月	健康相談（ワーク）
9月	健康相談（町） 健康診断
10月	健康相談（ワーク）
11月	健康相談（町） インフルエンザ予防接種
12月	健康相談（ワーク）

1月	健康相談（町）
2月	健康相談（ワーク）
3月	健康相談（町）

④ 日常の活動

- ア. 利用者の体力、機能の低下防止のため、マシンの活用や散歩、指先・下肢の運動等を行う。
- イ. 水虫の治療、再発防止と経過観察のため、週1回足浴を実施する。必要に応じて、家族、グループホームとの連携をとり治療に結びつける。
- ウ. 必要に応じての各処遇、手当を実施する。
- エ. 服薬管理について、グループホームとも連携しながら適切な対応を行う。
- オ. 必要時の通院同行を行う。

(5) 環境整備

施設内外の美化と室内の温度管理、換気、通気に配慮する。感染症対応のため常に施設内、車両等の消毒を継続して行う。周辺環境の整備のため花壇づくりや定期的な草刈り等を実施する。

8. 【役職員研修】

法人に勤務する職員は、組織を構成するスタッフとして相互の役割を自覚し、毎日の業務に対しチームワークを持った対応が求められること、障がい者福祉に関わる専門家として、専門的知識や技術を高めていく必要があることから、職員として組織性と専門性の向上を図るため、各種職員研修の実施に努める。

また、社会福祉法人制度の改革により経営組織のガバナンス強化が必要となっており、役員研修の機会提供、関連法人との連携に向けた取り組みなどを行う。

(1) 職場研修の実施

各事業所における課題解決、介護・支援技術の向上、リスクマネジメントなどの研修の実施により業務の効率化や個々の職員のスキルアップを図るとともに、働きやすい職場づくり、職場環境の改善にむけた職場内研修、全体研修等を実施する。

研修の実施に当たっては、盛岡医療福祉スポーツ専門学校などとの継続的な協力体制を検討す

る。

(2) 外部研修への参加

県社協等の外部団体が企画・実施する各種研修に職員を参加させ、資格取得や業務に対する専門的な知識や技術の習得を図る。

(3) 役員研修

前年度に引き続き役員研修を実施し、幹部職員との情報共有や運営面でのサポートを行う。また、先進事例研修や町内外の関係法人との連携・交流等を実施し、法人運営における本部機能の強化を図る。

9. 【職員の福利厚生】

職員が働きやすい環境づくりのため、規程等の現行の諸制度について必要な見直しを行うとともに、職員相互の親睦や慶弔関係を行う職員互助会について、各種事業に職員が参加しやすい企画や体制づくりを支援する。

10. 【20周年記念事業】

ワークステーション湯田・沢内が開設してから来年度で20年となることから、節目の年として記念事業を実施することとし、本年度は記念事業の企画・立案、現状の取り組みの見直しなどを行う。また、法人に対する支援者を拡大するため、後援会の組織化を図る。

(1) 20周年記念事業実行委員会（仮称）を立ち上げ、記念事業や関連する取り組みの企画・立案を行う。

(2) ワークステーション湯田・沢内を支援してくれる法人や個人が会員となる後援会の組織化を図る。

11. 【保護者会・育成会等】

ワークステーション湯田・沢内保護者会及び西和賀町手をつなぐ育成会との連携・協力により、利用者の福祉の向上に向けた諸活動を行うとともに、両会の事業に対する各種支援を行う。町老人クラブ連合会、町保人連絡協議会、町身体障害者福祉協会などとの連携にも取り組む。

12. 【地域や支援者との連携】

(1) 地域との連携

地域に開かれた施設として、元気一番館を活用した公益事業等の展開をはじめ、障がい者施設と地域が連携したさまざまな取り組みを行う。またホームページや広報紙等を通じてワークステーション活動をPRし、理解や支援者の拡大に努める。

地域ボランティアとしてスノーバスターズ活動を継続して行うとともに、高齢者支援

などのボランティア活動に取り組む。

(2) 町内社会福祉法人との連携

昨年度実施した西和賀町社会福祉法人関係者の集いを契機として、町内の社会福祉法人の情報交換と交流に関する機運が高まっていることから、共通する課題や連携による相互支援のあり方などについて取り組んでいく。

(3) 県外の支援者等との連携

ふるさと宅急便などでつながりのある県外の支援者の方々との連携・交流を図り、支援の拡大につなげるため、情報発信や首都圏での交流事業などを開催する。

13. 【学生・実習生等の受け入れ等】

研究・学習や職場研修などに訪れる学生や実習生各種ボランティアを積極的に受け入れ、利用者との交流や将来にわたる関係人口づくりを図る。町内小中高校生の見学や交流、ボランティア活動なども受け入れに向けて働きかけを行う。

(1) 盛岡医療福祉スポーツ専門学校などとの連携

継続して受け入れをしている盛岡医療福祉スポーツ専門学校生について、利用者との交流や学生たちの学習の場として本年度においても計画的に受け入れを行う。また、そのほかの大学や専門学校等とも連携・交流を行う。

(2) ボランティアの受け入れ

国際ボランティア・ナイス等のボランティアについて積極的な受け入れを図り、共同作業や交流など利用者の新たな発見や学びの機会とする。

(3) 地元小中高生の受け入れ

地域との関わりの中で、地元小中高校生との交流の場づくりやボランティアの受け入れなどについても検討する。

14. 【緊急時対応、災害・事故防止対策】

火災や地震、その他の災害の予防と利用者・職員の安全、被害の軽減等を図るため、総合防災訓練をはじめ、自主的な防災訓練、防災教育研修会などの開催によりいざという時に備えた対策を行う。また、利用者等の事故防止のため、福祉サービス提供過程でのリスクの軽減を図る取り組みを行う。

大規模自然災害等に備え、緊急時の対応検討や必要物品の備蓄などについて検討する。

(1) 防災

- ・総合防災訓練（消防署立会い）（年2回）
- ・避難訓練（随時）
- ・防災教育研修会

(2) 安全対策

- ①事故報告書、ひやりはつと報告の徹底
- ②外出許可書の提出の徹底、無届外出に対する対応の整理
- ③施設点検によるけがや事故のリスク除去

15. 【人権擁護・虐待防止】

「障害者虐待防止法」並びに「障害者差別解消法」の普及啓発に努めながら、利用者の権利擁護と虐待防止に関する取り組みの強化を図る。また、職員一人ひとりが利用者の権利擁護と虐待防止に努め、適切な福祉サービスを提供することができるよう、適切な利用者支援に関する研修会等を実施する。

令和4年度より義務化が予定されている虐待防止委員会について、設置に向けた体制整備や必要な研修等を行う。

16. 【苦情解決】

利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することにより福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じることができるように支援するため、苦情処理要綱に基づく苦情解決の体制を整える。

- (1) 苦情解決責任者は施設長とする。
- (2) サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。苦情受付担当者は以下の職務を行う。
 - ア. 利用者からの苦情の受付
 - イ. 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
 - ウ. 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告
- (3) 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。第三者委員は下記の業務を行う。
 - ア. 苦情の受付・相談（随時）
 - イ. 施設訪問による相談（毎月1回）

第三者委員

深 沢 久 子（西和賀町）

和 泉 昭（監 事）

資金収支予算書(当初予算)

(自)令和3年4月1日(至)令和4年3月31日

(単位円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	
事業活動による収入	就労支援事業収入障害福祉サービ	31,810,000	31,930,000	△120,000	
	ス等事業収入経常経費寄附金収入	159,045,000	151,860,000	7,185,000	
	受取利息配当金収入その他の収入	1,300,000	1,000,000	300,000	
		10,000	10,000	0	
		2,520,000	2,180,000	340,000	
	事業活動収入計(1)	195,065,000	187,916,000	7,149,000	
	事業活動による支出	人件費支出事業費支出	110,238,000	110,390,000	△152,000
		事務費支出就労支援事	28,075,000	25,150,000	2,925,000
		業支出支払利息支出そ	19,632,000	17,490,000	2,142,000
		の他の支出	31,980,000	31,930,000	50,000
		330,000	330,000	0	
		1,700,000	1,040,000	660,000	
事業活動支出計(2)	191,955,000	186,330,000	5,625,000		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,110,000	1,586,000	1,524,000		
施設整備等による収入	施設整備等収入計(4)				
	設備資金借入金元金償還支出固定資産取得支出	2,050,000	2,050,000	0	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,350,000	200,000	△200,000	
			1,350,000	0	
	施設整備等支出計(5)	3,400,000	3,600,000	△200,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△3,400,000	△3,600,000	200,000		
その他の収入	積立資産取崩収入	1,000,000		1,000,000	
	その他の活動収入計(7)	1,000,000	0	1,000,000	
活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出積立資産支出	710,000	1,100,000	△1,100,000	
			710,000	0	
	その他の活動支出計(8)	710,000	1,810,000	△1,100,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	290,000	△1,810,000	2,100,000		
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△3,824,000	3,824,000		
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	△3,824,000	3,824,000		